

平成25年度 財政援助団体の監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2. 監査の対象

(単位：円)

監査対象団体名	補助金等交付金額		所属部・課
	平成24年度	平成25年度	
産業祭実行委員会	6,500,000	7,000,000	産業振興部農政課
家畜自衛防疫組合	812,000	812,000	産業振興部農政課
町内農協連絡協議会	100,000	100,000	産業振興部農政課
ホルスタイン改良協議会	190,000	190,000	産業振興部農政課
別海町観光協会	6,800,000	6,800,000	産業振興部商工観光課
別海町体育協会	3,200,000	3,200,000	教育委員会生涯学習課
別海町教頭会	交付金 270,000	交付金 270,000	事務局 上風連小学校教頭

3. 監査の範囲

平成24年度及び平成25年4月1日から11月30日までの間における、出納その他の事務の執行について監査を行った。

4. 監査の方法

監査にあたっては、平成24年度及び平成25年4月1日から11月30日までの、出納その他の事務執行に係る関係種類及び関係帳票等の提出を求めこれを照合、確認等するとともに、関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加えるなどの方法で実施した。

5. 監査の期間

平成26年1月27日から1月30日までのうち3日間

6. 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に出納事務の執行がなされていると認められた。

なお、事務の一部について、次のような検討または改善を要する事項が見受けられたので、適切な処理をするとともに、所管部課において対象団体に対し指導監督等を行われたい。

補助金及び交付金財政援助団体監査の指摘事項

(1) 産業祭実行委員会

特に指摘すべき事項はない。

(2) 家畜自衛防疫組合

① 町は、補助金として各年度 812 千円を財政援助（支出）しているが、組合同規約（第 6 条）によると、町も組合の構成員となっている。その場合、町はその団体の必要経費に充てるために構成各団体が決めた経費を支出する場合は、町は補助金でなく負担金で支出すべきであるので、町や組合の予算収支科目を負担金に是正されるようにされたい。

ちなみに、町以外の構成団体からは、負担金として収支決算している。

② 補助金交付手続きにあたって、補助金の支出方法が概算払いの場合、事業実施後、必ず実績報告書を交付側（町）に提出することになっている。その実績報告書により補助金の額が確定することになる。確定した場合は、町から補助金確定通知を受けることになるが、その手続きがなされていないので、されるようにされたい。

(3) 町内農協連絡協議会

① 規約に会計年度の開始・終了日や帳簿・書類の備え付けなどの条項がない。また、この協議会は、町内の農業協同組合をもって構成する（規約第 3 条）となっているのに、事務局を町の組織（産業振興部農政課）が担当しているなど不適切な部分が見受けられますので、規約などの見直しをされたい。

② 会計処理（経理簿）にあたって、当該年度に支出しなければならないのに次年度の 4 月に支出し、そのものを当該年度の収支決算としているので、会計年度内で処理（経理）をするようにされたい。

③ 補助金交付手続きにあたって、補助金の支出方法が概算払いの場合、事業実施後、必ず実績報告書を交付側（町）に提出することになっている。その実績報告書により補助金の額が確定することになる。確定した場合は、町から補助金確定通知を受けることになるが、その手続きがなされていないので、されるようにされたい。

(4) ホルスタイン改良協議会

特に指摘すべき事項はない。

(5) 別海町観光協会

- ① 補助金交付手続きにあたって、補助金の支出方法が概算払いの場合、事業実施後、必ず実績報告書を交付側（町）に提出することになっている。その実績報告書により補助金の額が確定することになる。確定した場合は、町から補助金確定通知を受けることになるが、その手続きがなされていないので、されるようにされたい。
- ② 協会の規約によると、財産台帳や備品台帳を備え付けることになっているが、備品を購入しているものの、その台帳は整備されていないので、整備するようにされたい。

(6) 別海町体育協会

- ① 補助金交付手続きにあたって、補助金の支出方法が概算払いの場合、事業実施後、必ず実績報告書を交付側（町）に提出することになっている。その実績報告書により補助金の額が確定することになる。確定した場合は、町から補助金確定通知を受けることになるが、その手続きがなされていないので、されるようにされたい。

(7) 別海町教頭会

- ① 補助金交付手続きにあたって、補助金の支出方法が概算払いの場合、事業実施後、必ず実績報告書を交付側（町）に提出することになっている。その実績報告書により補助金の額が確定することになる。確定した場合は、町から補助金確定通知を受けることになるが、その手続きがなされていないので、されるようにされたい。
- ② 会計処理（出納簿）にあたって、平成24年度収支決算書の前年度繰越額と出納帳の前年度繰越額に記載違い（25円）があるので、適切に会計処理（出納簿）を実施されたい。